

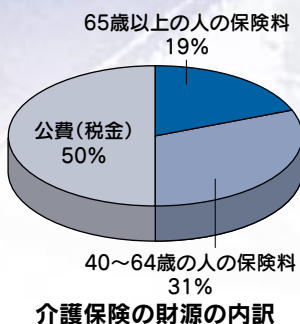
支えあいで安心の高齢期を 介護保険ってどんな保険？

Part ③

～65歳以上の人の保険料について～

介護保険料は何に
使われているの？

介護保険料は、介護が必要な人の介護サービス費用などをまかなうために使われています。財源でみると、全体の50%が公費（税金）、19%が65歳以上の保険料、31%が40～64歳の保険料となり「支えあいの制度」になっています。



保険料の決まり方
(65歳以上の人)

65歳以上の人の保険料は、吉岡町で必要な介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。「基準額」は3年ごとに見直され保険料の改正が行われます。(21年度改正予定)

平成18年～20年度の吉岡町の基準額

町で必要な介護サービスの
総費用

×

65歳以上の負担分
19%

÷

町の65歳以上の人数

=

基準額
43,000円(年額)



この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、6段階の保険料に分かれます。

所得階層	対象者	保険料率の調整	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金※1を受給している人で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.5	21,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額※2と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	21,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	32,200円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人	基準額	43,000円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	53,800円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	64,500円

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日までに生まれた人で一定の要件を満たしている人に支給されている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

保険料を滞納すると

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になるなどの措置がとられます。

1年以上滞納した場合

サービス利用時に、一時的に利用料の全額を自己負担する必要があります(後で9割相当分が払い戻されます)。

1年6ヵ月以上滞納した場合

あとで払い戻される9割相当分のうち一部または全部が差し止められます。

2年以上滞納した場合

なおも滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

本来1割である利用者負担額が3割に引き上げられます。

12月号では、介護が必要になったときの要介護認定の申請の仕方についてお知らせします。

問合せ先 役場健康福祉課福祉室 ☎ 54-3111(内線153)